

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 基本理念（目的）

当社における感染症の予防及びまん延防止のための体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることが出来るよう、感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染症対策の取り組みを行う。

2. 体制

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- （1） 委員会の運営責任者は代表取締役、メンバーは施設管理者、感染対策の知識を有する者とし、運営事務局は本社に置く。
- （2） 運営責任者は、定期的（年2回以上）かつ必要な場合に委員会を招集する。
- （3） 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。
 - ① 事業所内感染対策の立案
 - ② 感染症発生時の対応の検討
 - ③ 情報の収集、整理、全従業員への周知
 - ④ 定期的な従業員教育の実施
 - ⑤ 行動マニュアル（BCP）等の作成

3. 平時の対策

利用者や従業員を感染から守るための基本的な予防策を徹底する。

- （1） 手指消毒（手洗い・消毒）
- （2） 個人防護具（手袋、マスク、ガウンなど）
- （3） 咳エチケット
- （4） 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
 - a) 生活空間・動線の区分け
 - b) 消毒
 - c) 濃厚接触者への対応等
- (3) 医療機関及び保健所との連携
- (4) 市、区、利用者家族への報告

5. 従業員に対する研修・訓練の実施

事業所は従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練」を次のとおり実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修
- (2) 研修（年2回以上）
- (3) 訓練（年2回以上）

6. 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和7年10月1日から施行する。